

Title	日米安保体制の輪郭
Sub Title	Formation of Japan-U.S. security arrangements
Author	中島, 信吾(Nakajima, Shingo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.1 (2019. 1) ,p.185- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	赤木完爾教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190128-0185

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日米安保体制の輪郭

中 島 信 吾

はじめに

日米安保条約の締結

吉田茂の構想と選択

鳩山一郎

旧軍人

陸軍

海軍

おわりに

はじめに

かつて、外務省の条約局長として旧日米安保条約の締結に携わった西村熊雄が、この条約の下での日米関係のあり方について、「物と人との協力」と呼んだことはよく知られている。⁽¹⁾ 日本は基地を米国に提供する〔物〕

一方、米国は日本を守る（「人」）というのがその特徴だというのである。時を経るにしたがってこうした関係は徐々に変化し、「人と人との協力」の要素が濃くなっていったが、日米安保体制の底流にある基礎的な部分は、長い間、この「物と人との協力」であり続けた。そして近年、この根幹部分が大きく変容しつつある。日米安保体制は、その形成以来いくつかの変化を経験したが、現在、もっとも大きな転換期のさなかにいるのかもしれない。

本稿は、日米安保体制の形成期について、日本側の視点から分析するものである。いうまでもなく、この形成に吉田茂政権が残した足跡は大きい。旧日米安保条約の締結（一九五一年）はもちろんだが、彼が首相であった一九五〇年代前半を通じて、米国との緊密な関係を前提とした防衛力の再建がなされていた。警察予備隊の創設（一九五〇年）から防衛庁・自衛隊の発足（一九五四年）にいたる戦後日本の再軍備はこの時期の事象である。後世への影響の大きさもあって、吉田の決断や構想はこれまで多くの研究で分析の対象となり、学界における大きな論点ともなった。⁽²⁾

吉田の主眼は、早期の講和と経済復興に置かれていた。だが、冷戦が東アジアへ波及し、さらには一九五〇年に朝鮮戦争という「熱戦」が勃発したことで、講和独立後の日本の安全をどのように保障するのかという課題が、それまで以上に日本政府に突きつけられたのであった。吉田政権は、極力、経済復興の妨げにならないように、日本自身の防衛力の再建を漸進的に行う一方で、米国との間で二国間の安全保障条約を結び、日本は講和後も米国に基地を提供し、当面の安全保障を米国に依存するという方針を選択した。

一方、「物と人との協力」という日米安全保障関係のあり方が、この頃から日本国内で当然視されていたわけではない。社会党などの野党だけでなく、鳩山一郎などの保守党の政治家や、戦前期における国防の主たる担い手であった旧職業軍人の中でも、講和後の日米安全保障関係の将来像についてさまざまな議論が存在した。本稿

では、吉田政権の安全保障政策と、それを批判的にとらえていたアクターたち、特に保守の側に位置していたアクターたちの主張を比較しながら論を進める。そうすることで、吉田政権が選択した安全保障政策、中でも米国の関係にかかわる部分を中心に、その特徴を検討することとしたい。いわば、日米安保体制の輪郭を逆側からも光を当てることによって、より浮き彫りにすることが本稿の目的である。

日米安保条約の締結

冷戦が本格化する中で、日本は米国と二国間の安全保障取り決めに締結し、講和後も、日本本土に米軍が引き続き駐留するという形となった。だが、敗戦当初からそうしたことが予期されていたわけではなかった。

一九四五年十一月、重光葵や芦田均といった外務省OBの呼びかけで、講和問題を研究する平和条約問題研究幹事会が外務省に設置されたが、戦後初期においては、日本の永世中立化、あるいは極東委員会諸国が構成する地域的集団安全保障機構に日本の安全保障をゆだねるといった研究もなされたのだ⁽³⁾。

米国と二国間の取り決めに結び、それによって講和後の安全を保障しようという構想の端緒は、一九四七年九月、時の片山哲内閣（社会党の連立内閣）の外相芦田均が、アメリカ第八軍の司令官アイケルバーガー（Robert L. Eichelberger）に渡した、いわゆる「芦田書簡」だといわれている。同書簡は、「米ソ関係良好となり、世界平和に関し何等不安なき場合」と「不幸にして米ソ関係改善せられずして世界的に不安の生ずると仮定した場合」の両面から案文骨子を作成していた。前者の場合は、対内的には警察力、対外的には国際連合に依拠すれば良いが、後者の場合では、「米国と日本との間に特別の協定を結び日本の防備を米国の手に委ねる」と⁽⁴⁾していた。吉田も後年、この芦田書簡が「後に日米安全保障体制の基本をなす考え方」と述べている⁽⁵⁾。ここで、国連のような

普遍主義的国際機構でも地域的集団安全保障機構でもない、米国との二国間協定による安全保障という案が登場したのだった。

ただ、「芦田書簡」がそのまま日米安保条約の原型となったわけではない。重要な違いとして、同書簡では、琉球諸島を含む太平洋の島々に展開した米軍の抑止効果に期待し、有事の際に日本本土への駐留を認めるという、⁽⁶⁾いわゆる有事駐留方式を採用していた。

講和後も、継続的に米軍が日本本土に駐留する形での安全保障を、はじめて日本側から提起したのは、いわゆる「池田ミッシヨン」である。一九五〇年四月、吉田は財政経済の視察という名目で訪米する池田勇人大蔵大臣に指示し、米側に対して次のようなメッセージを伝えさせた。

「日本政府はできるだけ早い機会に講和条約を結ぶことを希望する。そしてこのような講和条約ができて、おそらくはそれ以後の日本及びアジアの地域の安全を保障するために、アメリカの軍隊を日本に駐留させる必要があるだろうが、もしアメリカ側からそのような希望を申出でにくいならば、日本政府としては、日本側からそれをオフアするような持ち出し方を研究してもよろしい」。⁽⁷⁾

この段階で日本国内に対して公言されることはなかったが、これが、米側に対する講和後の米軍駐留に関する、日本側からの初めての意見表明だった。こうして講和の実現に向けて日米両国政府が動き出し、一九五一年九月、サンフランシスコ平和条約に調印した同日の夕刻、日米安保条約が締結された。相互防衛条約ではなく、日本は基地を提供し、米国は日本を守るという変則的な集団防衛体制となったわけである。

この旧安保条約は日本にとっては不平等なものだった。日本はいわゆる「極東条項」によって米国に基地を提

供する義務を負った。しかし、日米安保条約に基づいて講和後も日本に駐留する米軍は、日本防衛のために「使用することができる」とされているものの、それは義務ではなかった。また、日本で内乱が生じた際、日本政府の要請があれば在日米軍が出動できるとされた、いわゆる「内乱条項」も評判が悪く、そして通常、条約には期限が付きものだが、旧安保条約には期限がなかった。加えてこの条約では、在日米軍基地への大規模な部隊の出入りや装備の改変などについて、米側は日本に協議する必要はなかった。要するに、対等な国と国との間に結ばれる条約とは言い難い内容を含んでいた。こうしたことが後年になって日本側が安保条約の改定を米国に求め(8)ていく背景となった。

さらに条約の内容それ自体に加えて、条約に基づいて出現した日米安全保障関係の実態的側面に対しても、日本国内には不満が存在した。第一に、講和後も継続的に駐留した米軍に対してであった。つまり、占領が終わって再び独立国家になったはずなのに、多数の外国の軍隊が存在しつづけている状況についての不満であった。外国の軍隊が常時日本国内に存在していることは、今日よりも違和感をもって受け止められたのである。(9)

第二に、警察予備隊の在り方についてであった。警察予備隊は一九五〇年の八月に創設されたが、旧職業軍人を排除する形で行われ、幹部クラスには主として旧警察官僚が登用された。そして、部隊の作り方や訓練の方法は米軍に倣って行われ、米軍の教官が指導した。(10)後述するように、こうした状況を指して、警察予備隊は米軍の傭兵であるとの批判が存在したのである。

吉田茂の構想と選択

吉田茂の考えは、おおよそ以下のようなものであった。まずは戦争によって大きな打撃を被った日本経済の復

興を優先する。そして経済復興を阻害しかねない自国の軍備はできる限り漸進的に整備し、当面は安全保障を米
 国に依存する、というものである。

彼は反共主義者だったが、冷戦が熱戦になることはない、つまり直接に日本に波及しない、ソ連は日本に侵攻
 しないという認識を有していた。また、彼は憲法改正を完全に否定していたわけではなかったが、後に述べる鳩
 山のように積極的ではなく、むしろ米国から防衛力増強を迫られた際に、それをかわすための、ある種の「盾」
 として用いようとした。⁽¹¹⁾

だからといって、吉田は自国の軍備の在り方に関心を持っていなかったわけではなく、また、戦後の日本に
 とって軍事力は意味を持たない、と考えていたわけでもなかった。長期的には「立派な軍隊」を養成したいと考
 えていた。吉田が言う「立派な軍隊」とは、民主国家にふさわしい、戦前の日本軍とは異なった新しい軍隊であ
 り、そうした組織を養成したいと長期的な視点から考えていたのである。彼が、急速に日本の防衛力を拡大する
 ことに消極的だった理由の一つがここにある。急速に防衛力を拡大しようとすれば、そのための人的資源として
 元プロたる旧職業軍人を大量に登用せざるを得ないからである。吉田はそれを好まず、米国の軍事組織をモデル
 とした、新たな軍隊の創設を望んだのだった。

特に、旧陸軍の後継者的存在であった、いわゆる服部グループ（後述）を旧陸軍の象徴として徹底的に忌避し
 た。吉田は一九五一年一月、講和問題担当特使のダレス (John F. Dulles) が来日中にマッカーサーと会談し、次
 のように述べている。

「ダレス大使に提案した五万人のセキュリティ・フォースこそ将来の民主的軍隊として立派なものに育成したいも
 のである。これがため将来の参謀本部についても英米式の立派なものをつくりたい。よい米国軍人の援助をえたい。

日本は、明治時代、ドイツのメツケル將軍を顧問としたるより漸次ドイツ式陸軍となつてしまつた。この過誤を繰り返してはならぬ。ウィロビー將軍のところにいるような日本軍人など使いたくない¹²⁾」。

新たな組織を長期的な視点から養成すべきという彼の考えは、新たに創設された保安大学校（後の防衛大学校）に向けられた、強い関心からもうかがうことができる。戦後日本の新しい軍隊は、新しい士官教育が軌道に乗つて初めて実現すると吉田は考えていたからである。警察予備隊時代、まだ日本が独立する前の一九五一年九月、吉田は「日本の過去の軍の歴史から考えてどうしても真に適任の良い幹部をつくらねばならない。そのために幹部の資格として、下克上のない幹部¹³⁾をつくつてくれ」と指示した。「大きく重大な問題だけしか指示しない吉田総理の性質でありましたが、防衛大学校のことにつきましては、色々細かい点につきまして指示を受けたのであります」と、当時警察予備隊本部の長官だった増原忠吉は回想している¹³⁾。

吉田の防大への関心は創設後も続いた。「今だったら考えられないけど本当に予告なしというか、フリーにぽつと来たりとかありましたからね」（佐久間一元統合幕僚会議議長。佐久間は防大一期生¹⁴⁾）。二回目の来校となつた一九五四年六月、食堂で八〇〇名の学生を前に吉田は訓示を行った。少々長くなるが引用しよう。

「私は保安大学校に大きな期待をかけている。近来の社会の様相は面白くない。終戦以来初めて悲観をしている。戦争中は軍部に迎合し、占領中は米軍に迎合し、最近は民主主義と称して民衆に迎合する。個人個人が自由の名において勝手なことをしている。この気分が諸君に感染していかと心配してやってきた。諸君は将来国を背負つて立つ人である。国は人によつてもつものである。「中略」榎校長のいうように私は保安大学校の生みの親であるが、生みの親の責任も重大だが、その親の子としての諸君が国を双肩になう決意がなければ諸君は不肖の子となる」。

吉田は、首相在任中も退任後も、当時は社会的に厳しい目にさらされていた防大生たちを励ましたのだ⁽¹⁵⁾。

鳩山一郎

鳩山一郎は、外交官出身の吉田と異なり戦前からの政党政治家であった。晩年は吉田の仇敵のようになってしまったが、戦前期、日本が戦争に向かっているときは吉田と同志的な関係にあり、ともに体制からはならまれる存在だった。戦争が終わり、戦後初めての総選挙で彼が率いる政党は勝利し、鳩山は総理大臣になるはずであった。だがGHQの決定によって彼は公職追放の憂き目に遭い、宰相の座を吉田に託したのであった。以後、徐々に両者の関係はぎくしゃくしたものになっていった。

彼は一九五一年に公職追放が解け、翌一九五二年に政界に復帰した。そして鳩山は、吉田の再軍備方針を批判する、もつとも代表的な政治家の一人になっていった。主張の力点は時期によって差があり、また鳩山は徐々に主張を変えたため、とらえどころがないところもある。

ただ、政界に復帰する頃までの彼の主張の最大のポイントは、再軍備のための憲法改正に置かれており、そしてその再軍備は、米国の影響の下で進められた警察予備隊とは本来別個に進められるべきと考えていた。また、反共意識は吉田と共通していたが、強い対外的な脅威認識を有していた点は吉田と異なっていた。

一九五一年一月の吉田・ダレス会談の主な争点¹⁶が、講和後の日本の安全保障問題、中でも再軍備問題であったことはよく知られている。ダレスは来日時に鳩山にも会って意見交換をしており、このとき、鳩山はあらかじめ書簡を用意してダレスに手渡ししている。

ここで鳩山は、現状では共産主義の侵略に抗しうる国力と国民の熱意が日本に備わっておらず、そのため、「民主国家群の強力な共同戦線の結成が緊急な問題」だと主張している。具体的には、日本国内の反米感情の除去、旧軍人の追放解除の重要性、講和及び講和後の安全保障にかかわる諸問題について述べ、講和後においても米軍の日本駐留が必要で、米国の日本防衛についての確約を得ることがもつとも望ましいとした。そして、再軍備については、すでに創設されていた警察予備隊の実情に関して以下のように指摘している。

「日本に国家警察軍が出来ておろすことは事実であるが、国民はこれを以て満足はしていない。専門家の話によれば、国警軍（警察予備隊）の弱点は、日本人の風習や心理に通じていない米国人によって指導されておることである。「中略」今一つの弱点は隊の内外に於いて傭兵の感を与えていることである。この問題については特別の調査を願いたく、このまゝです、めば、心理的弱点が次第に表面化していくことを立證するだろう」⁽¹⁶⁾（括弧内引用者）。

また、別の機会にも、共産主義の負の実態と日本の経済的なポテンシャルについて、国民に「知識を与え」、「自分の良心の命令は至上命令なのだから、それに従うのがデモクラシイだということを見せて歩かなければ、デモクラシイは成立しない。自分の良心を持たないような人間のグループならば、軍備は何のためにもならん。「中略」立派な軍隊を造るには、先ず国民生活を向上させ、青年の気分を正しくし、その上で徴兵制度でもつて軍隊を造つて行く」と主張している。

徴兵制の導入についてはこの頃の彼の再軍備論の特徴の一つでもあるが、彼の抱く民主主義観と再軍備の問題、そして反共思想がいかに連関しているのか垣間見えて興味深い⁽¹⁷⁾。なお、翌年に発表した一文の中でも、「日本はデモクラシー国家として再出発する」が「現実はそのデモクラシーの道が阻害されている以上、自由と平和と兄弟愛を自衛する手段」として再軍備とそのため憲法改正が必要と主張している⁽¹⁸⁾。

再軍備に関する彼の主張の背景として、この頃の鳩山は、日本の安全保障環境について強い危機意識を抱いていたことが指摘できよう。ある海外の記事を読んだ鳩山は、「日本の安全性、ソ連よりの侵略の危険性については発言がない。日本は危険にさらされても自己防衛の力を与へぬのか？」と心情を日記に綴っている。この点、先に見た吉田とは対照的な認識である⁽¹⁹⁾。

そしてその上で、次のように言う。「日本は講和後、民主国家群が形つくつていいる防衛機構に積極的に参加し、共同防衛の一役を担当する」ことが「第二次世界大戦後の戦略思想の前提」だが、「これは国防を他国に任せるといいうのではなく、自らも防衛力を培い、諸外国の兵力と共同布陣をとるのである。したがって日本は、独立後は再軍備しなければならぬ」。「平和を維持するためには、武装する以外に道がない現実をかみしめて知るべきである」⁽²⁰⁾。

つまり鳩山は、再軍備の必要性を訴えると同時に、将来的には民主国家の間に形成されるかもしれない集団防衛機構への参加を主張し、単独防衛を追求しようとはしなかった。しかし同時に、日米安保体制に対する見方は、吉田のそれと比べるとやや距離を置いたものだった。日米安保体制を直接否定することはなかったものの、NATOのような地域的な集団防衛機構が創設されれば日米安保がそこに吸収されることになるかもしれないと語るなど、日米二国間の安全保障関係の重要性を相対的なものとして位置づけたのだった⁽²¹⁾。吉田の外交方針を対米一辺倒と批判する一方で日ソ国交回復を主張し、日本外交の多角化を主張した鳩山からすると自然なことといえよう。

在日米軍に関する問題に対する姿勢も、彼と吉田は異なっていた。講和独立後、鳩山とその周囲の人間は、在日米軍の撤退を自衛軍の創設と連動させて論じた。それは吉田内閣がほとんど力点を置かないところだった。講和独立後の日本には、日米安保条約に基づいて二〇万人以上の米軍が駐留しており、日本各地で反基地闘争が起

きていた。国民の中から、これでは占領軍から駐留軍に名称が変わっただけで、実態は変わっていないではないか、占領の延長ではないかという声が高まっていたのである。⁽²²⁾

吉田は、少なくとも当面は、在日米軍の存在によって自国の防衛費が安上がりとなり、その結果、経済復興にプラスに作用していると考えていた。この問題をナシヨナリズムではなく財政の観点で考えていたのである。当然、内閣が解決すべき課題とはとらえていなかった。⁽²³⁾

旧軍人

陸軍

戦後、旧陸海軍は解体され、軍人たちは職を失うとともに公職から追放された。しかしその中には、復員業務に携わったり、戦史の研究に従事したりする傍ら、再軍備の研究を行うグループが存在した。彼らはいずれも陸海軍の中枢にいた者たちであった。また彼らの中には、軍事の経験と知識を買われて、政治家に接近する者もいた。

たとえば鳩山の周囲には、吉田政権の再軍備方針に批判的な旧軍人が集まった。その中の代表的な存在の一つが、いわゆる服部グループだった。服部グループは、東条英機陸相の秘書官を務め、開戦時に参謀本部作戦課長の要職にあった服部卓四郎元陸軍大佐を中心とする一団である。参謀本部の作戦課員だった者が中心となり、作戦課と密接な関係にあった参謀本部、陸軍省の課長、課員なども加わった、総勢一〇名ほどのグループだった。旧陸軍軍人の多くが四分五裂する中で、彼らは強い団結を保って活動を続けた。そして、GHQ参謀第二部（G

2) の C・A・ウィロビー (Charles A. Willoughby) 准将の庇護の下、再軍備に対する関心を持ち続け、服部をはじめ、旧軍人を首脳部とする「新軍」を再建する計画を練った。警察予備隊が創設されることになると、ウィロビーは服部を警察予備隊の制服組トップに起用しようとしたが失敗した⁽²⁴⁾。

さて服部グループも、講和後の米軍駐留を日本の安全保障上不可欠と考えていた。「国際連合加入の実現を図ると共に先ず速やかに西欧民主主義諸国就中米国其他特定国との軍事上の提携協力関係を設定し集団保障による安全保障の態勢を整備する」として、米国を中心とする集団防衛体制が必要とした⁽²⁵⁾。軍事的観点からは、条件を付けながらも、現状では米軍の駐留が日本の安全保障にとって不可欠であると認識していたのである。しかも、それは琉球諸島や小笠原諸島等だけでなく日本本土への駐留が必要という考え方であり、また「芦田書簡」に見られるような有事駐留方式ではなく、常時駐留の必要性を認めるものだった。

「1. 平時沖縄及小笠原群島等の後方に駐屯し有事に際し日本本土に進出して作戦するを可とする考案は不意急襲を予期せられる赤色軍の侵攻に対し戦機を失し安全保障の確実を期しえない」。

「3. 米軍が直接日本本土に駐屯する場合に於いてこそ始めて有事に際し米軍の積極的協力を期待し得る。赤色軍が日本本土に機に先んじて地歩を確保すれば米軍の反攻は期待し得ない⁽²⁶⁾」。

一方、彼らは防衛における日本の自主性が保たれることを非常に重視した。吉田・ダレス会談の頃、服部グループが外務省に申し入れた意見書には、「1. 講和問題の処理は日本の自覚に於て自主、自立、自衛即国家の独立を回復することを以て眼目とする 厳に属国関係の設定を排する」。「2. 日本の国防を他国に依存し又は他国の意思に従属せしむるが如きことを絶対に避ける」とある。講和後の米軍による日本駐留はやむを得ないとし

ても、「軍事占領の終結を明快ならしめ、条約駐屯への転移を的確ならしめる」必要がある、というのが彼らの主張だった。そして、「条約は専ら日本の共同防衛のための協力を行う趣旨に限定」すべきであって、「米軍の駐屯は軍事占領にあらずして条約駐屯であり、また保障駐屯にあらずして戦略駐屯である」と考えていた。⁽²⁷⁾

実際に締結された旧条約が、彼らの希望した内容とはならなかったことはすでに見たとおりである。服部グループは次のように批判した。「日米安全保障条約は、米国の立場より見て、之を極言すれば、米国自体の対極東戦略上の必要に基く日本全域の軍事基地化を規定したものであり、其の結果として、日本の安全が保証されると云う程度」である。「従って、条約中に米国が日本の防衛を担任するという義務は規定されていない。こうしたことは米国の国内事情によるものかもしれないが、本来は「日米双方共に、日本を絶対防衛するという意思の確定を前提とし、日本への侵略に対する日米の共同防衛を主体とする条約でなければならない」。そして行政協定以外にも「日米両軍の作戦協定が附属せらるべきであり、又この作戦協定に於て、当然日米の連合軍司令部の構成が規定せられなければならない。以上のように、日米安全保障条約に関しては、日本国防の自主性と日米対等の条件とが充足せられるべきであった」。⁽²⁸⁾

必要だとしていた講和後の米軍駐留は暫定的な措置であり、自衛軍を創設し、体制が整った後は、米軍は日本から撤退するべきだというのが彼らの構想であった。体制を整えるまでに要する期間は、五年間で概成、八年間で完成と考えていた。そして、「新軍」発足後三年で米陸海軍は日本からの撤退を開始し、二年で完了するようにするというのが、彼らが立てた目標である。⁽²⁹⁾ 日本有事の際の日米海空軍間の連携、共同対処は必要であると考えていた。しかし、自衛軍の創設に必要な装備は米国に依存するとした一方で、米軍をモデルに進められた吉田内閣の再軍備方針に不満を持っていたのである。

憲法については、「速かに国民の総意に依って憲法第九条の戦争放棄非武装の条項を改正すべきである」とし、

憲法改正を主張した上で再軍備の母体は警察予備隊であるべきではないとした⁽³⁰⁾。その理由は第一に、「警察予備隊発足の経緯に鑑み、国民感情上米国の傭兵的色彩を脱却することが出来ない」。第二に、「予備隊の目的及び任務は現憲法の制約に依り法的には飽迄警察力の範囲内に止まっている。従って米軍アドバイザーが如何に軍隊としての編成装備と教育訓練を施して見ても隊員の精神的基盤が薄弱」である。そして最大の問題点は、「下級者程軍歴経験者が多く、上級者程軍事の経験がないという云々奇現象」であり、さらには、「米軍のアドバイザーの教育訓練の方法も亦旧日本軍の経験と特色を無視した米国式の強制である」と批判する⁽³¹⁾。

彼らの批判がまったく的外れだったということではなく、たとえば教育訓練は完全に米国式であったし、旧職業軍人は公職追放中だったために、初期の警察予備隊の幹部は軍歴のない者で占められた一方で、幹部でない隊員は軍歴がある者が多かった⁽³²⁾。警察予備隊初代教養課長だった内海倫も、こうした当時の状況を「素人集団」と評しているが、こうした状況は、元プロとしての旧軍人が批判するところとなり、服部グループは「新軍」は警察予備隊とは別個に出来るので、警察予備隊から入隊の勧誘が来ても協力しないようにと旧陸軍軍人たちに呼びかけていった。

彼らの、吉田政権下で進められた再軍備に対する辛辣な見方は、その後も変わることはなかった。保安隊は軍隊としての機能を発揮する各種立法措置が講ぜられていないことから、「外見の立派な案山子」であるという。そして、米国との関係を次のように批判する。

「保安隊は米軍自体の対ソ世界戦略一辺倒の要請に基く典型的傭兵軍備である。その編成、装備、訓練は日本本土の自衛と云う戦略戦術上の特殊性を全く無視し、米国の遠征軍の編成、装備、訓練をその儘採用している」。「保安隊は日本の国力及び民族性等を無視した完全な米軍模倣軍備である。……嘗ての日本軍は国力の劣弱を精神力尊重乃至

精銳主義——これを以て旧日本軍の悪弊となすは俗論である——で補はんとしたが、その必要性は今日と雖も毫も変化ない⁽³⁴⁾。

さらには自衛隊が発足することとなった頃でも、彼らからすると「自衛隊は日本の国力、民族性及び伝統等を無視した完全な米軍模倣軍備」であり、他方で、「旧日本軍は敗れたりと雖も八十年の伝統に輝く列強畏敬の存在である。その短所（統帥の政治からの遊離、軍事の政治支配、用兵に於ける物質力または合理主義の軽視、個人の尊厳無視所謂私的制裁等）はこれを捨てるも、その長所は飽く迄もこれを尊重すべきであるにも拘らず、自衛隊首脳は旧日本軍の全面的否定思想を包蔵し、今尚米軍の模倣に汲々としている」と慨嘆したのであった。⁽³⁵⁾

海軍

旧海軍軍人はこうした問題についてどのように考えていたのだろうか。彼らも復員業務に従事しながら再軍備の研究を行っていた。日米安保条約締結の前年に彼らが作成した研究資料によれば、講和後に日本は米国と軍事協定を結ぶべきとして、以下のように記している。「講和条約成立後も或限定期間内（五年〜一〇年）は主として航空兵力を基幹とする若干の米国軍は日本に駐屯し、之に対し日本は使用基地を提供すると共に可及的援助を行う。ただし将来にわたつての継続的な米軍の駐留が想定されていたのではなく、「日本側の軍備進捗に応じ逐次縮減所定期間内に撤退」するものとされた。⁽³⁶⁾

講和後の日米間における軍事協力協定が必要とされる一方で、米軍の日本駐留を暫定的なものと彼らが考えていたことは目を引く。また、米国の主導によって創設された警察予備隊の在り方に対して批判的であったことも、

旧陸軍軍人の批判と共通している点である。新たな軍備が整備されるにしたがって、警察予備隊を「逐次国防軍に吸収しつつ縮減。約一・五年以内には之等を廃止」とある。それは、「設置の経緯が余りにも他動的」であり、日本の自衛力としてほとんど信頼できないからであるという。こうした観点から、彼らも新国軍の自主性を重視した。すなわち、「日本の軍備は、自主、独立を建前とし、且つ平等の立場に於て建設をされなければならぬ」という。⁽³⁷⁾そして、彼らも服部グループと同様、憲法を改正した上での再軍備を主張していた。⁽³⁸⁾

しかし、日本の安全保障に米国の関与をどの程度必要とするのかという点については、旧陸軍軍人とはやや距離感が異なる。彼らの海軍再建に関する基本的な認識は、短期的にも長期的にも米国の支援抜きには成立しないということだった。一九五一年三月、GHQの求めに応じて作成した文書で以下のように主張する。

占領政策の結果、日本国内には反軍主義、平和主義が浸透したことに加え、国際的にも戦前、戦中の記憶から日本に対する猜疑心が存在しているという。したがって、新たに建設される軍備は「少なくとも民主主義陣営側各国からは公式に容認された軍備でなければならぬ」が、そのためには、「既に数年に亘る占領行政に依り最も日本国民性を知るに至った米国こそ此の解決に当たってもらいたいのであり、更に之等諸国に対し彼等の杞憂を除くする為の保障を与え得るものは米国を措いて他に無い」。⁽³⁹⁾

再軍備にあつては、「飽く迄も自主独立の軍備であらねばならぬ」。「米国から其の発足を強制せられたり又日本政府のみが独善的に之を決定したのでは所期の成果は収め得ないであろう」としながらも、「日本は今後長期に亘り民主陣営諸国就中米国とは直結的盟朋たることを国是とする前提に於いてのみ国防軍の整備をなすべきである」。「日本国防軍が自主独立の軍隊だからといって、米国軍と共同するのではなく無意義の存在と化するのである。即ち日本は日本自衛上の救世主は米国であることを改めて認識し、反共の大目的の為日米は同患共苦固く固く結んで行かねばならぬ宿命を感得した」と論じている。GHQに提出するこの文書の性格上、米国へ

のリップサービスが含まれていることは割り引かねばならないが、それにしても米国との関係の重要性を強調する部分は目を引く。⁽⁴⁰⁾

別に作成された資料でも、緊急に実現すべき提案として以下のように説いている。すなわち、「将来日本空海軍部隊の幹部要員となるべき将校兵員」は、なるべく多数を米海軍に派遣し装備面の用法等について指導講習または訓練を受ける。この円滑な実施を図るため、連絡要員として若干の日本人を極東海軍司令部に常駐させる。「なし得ればCNFE (Commander Naval Far East—筆者註) の内又は二復残務処理部内に日米合同の研究準備委員会を設置し常続的事務の促進を期する」というのがその内容である。⁽⁴¹⁾

また講和後においても、米国との防衛協力の必要性については強く認識され、不可欠なものと考えられていた。海上警備隊(海上自衛隊の前身)発足後に作成されたある中期的な見通し(「警備力増勢計画案」)によれば、「本兵力整備に当たっては米国から艦艇、飛行機、兵器等貸与を希望するが、特に教育技術の面に於いて米海軍の指導を広範囲に供与せられることを希望し、且つ期待する」となっており、装備品の供与以外は米国から学ぶものはないという姿勢の服部グループの姿勢とは大きく異なっていることも特徴といえよう。⁽⁴²⁾

旧海軍軍人の代表的一人で、政府との窓口でもあった山本善雄元海軍少将は次のように回想する。

「私達は最初アメリカの船を貰ってアメリカの兵器でやるんだから、前の日本海軍というものの、しきたり等は総て一応忘れて、全部アメリカ流にやる。そしてこれをマスターした後には、振り返って日本海軍のいい所を採り入れて、更にいいものを作ったらいじゃないかという考えで、これを訓練その他の基礎にして参ったのであります」。⁽⁴³⁾

また、「警備力増勢計画案」と同時期に作成されたと思われる「兵力量決定の前提となるべき諸要項」では、

軍備を保有していない現段階で締結された日米安保条約は政治協定だが、日本が再軍備した後には、米国との間に軍事協定が締結されることが予想されるところ⁽⁴⁴⁾。そして、軍事協定における指揮権について、「日米両軍は統一指揮を原則とする」とした上で次のように述べている。「日本本土の治安維持並びに敵進入軍の阻止撃攘、日本沿岸主要水道及び港湾の水路警戒並びに海峡の掌握管制、外洋航行日本船団に対する海上護衛」についての指揮官は日本側より派出する一方で、「敵航空兵力の撃滅、敵政治軍事生産交通上の要衝に対する爆撃、敵海上兵力並びに船舶の撃滅」という作戦区分については、米軍指揮官指揮の下で日本側が行動するとされているのである⁽⁴⁵⁾。

作戦の局面によってではあるが、日本側が米側の指揮下に入るケースも想定されていたことは、日本の自主性を強く追求すべきとした服部グループはもちろん、当時の保安庁内における議論とも比較すると興味深い。有事の際の日米防衛協力のあり方、とりわけ指揮官について、保安庁保安課長だった海原治は、「日本防衛と言っても、米軍の力があるかに大きいんだから、その司令官は米軍でいいじゃないですか」と主張したところ、林敬三第一幕僚長（現在の陸上幕僚長）は「日本を防衛するのに、その日米部隊の司令官がアメリカ人であるのはおかしい」と反対したという⁽⁴⁶⁾。この点でも陸海間の温度差は大きかったのである。

一方すでに若干触れたように、旧海軍軍人たちが、米軍の日本駐留を暫定的なものとして考えていたことは非常に興味深い。こうした考えは安保条約締結後も変わらない。先の計画案によれば、「計画立案上の一般構想」として、冒頭に「日本国の防衛は自らをも含めた民主主義国家群の集団安全保障（特に日米相互援助条約）に依存することを根本条件とする」とした上で、日本が整備する防衛力の規模は、「(イ) 日本の国力に相応し（経費の面）(ロ) 安全保障条約に対する義務の遂行に適し (ハ) 平時に於て他国軍隊の日本駐留が行われない状態に於ても一応国防の安全感を持ち得る」程度とされた（傍線筆者）。

つまり、「本計画の警備力が完備した暁に於ては米軍の駐留を必要とせず、一旦緩急の場合一時侵冠国の侵略を蒙る場合に於てもこれを局部的に制限阻止し米軍又は集団安全保障機関の援軍が本邦に到達する迄（約三ヶ月と予想）持久し得ると共に日本が戦争に捲き込まれた場合日本国民の生存を確保するに必要な海上輸送の護衛、港湾沿岸の防禦、機雷掃海等これを他国の援助に期待することが困難であろうと思われる兵力を整備する」ことが目標とされたのであった。そして、これらの兵力は三期八年計画で整備するものとされ、第二期目には憲法が改正されているという前提で計画が組み立てられている。

要するに、八年程度の時間をかけて防衛力を整備するが、その内容は米軍の常時駐留を織り込んだものではなかったのである。⁽⁴⁷⁾これは、後の——あるいは今日まで続いているかもしれない——海上自衛隊の米海軍へのスタンスとあわせて考えると非常に興味深く思われる。⁽⁴⁸⁾

おわりに

吉田内閣が一九五四年末に退陣すると、代わって鳩山一郎政権が誕生した。そして内閣の施政方針演説の中で、「すみやかに自主防衛態勢を確立することによって駐留軍の早期撤退を期する」⁽⁴⁹⁾との方針が示された。

また一九五五年夏、当時の重光葵外相とダレス國務長官の会談の際に重光が安保改定を持ち出し、ダレスに峻拒されたことはよく知られている。このとき、外務省では会談に備え、重光の指示で安保条約を改定し、相互防衛条約に切り替える案が作成されていた。⁽⁵⁰⁾

そこでは、相互防衛は自動的発動ではないものの、武力攻撃を受けた場合は憲法上の手続きを経た上で発動するとされていた。そして、西太平洋における両国の領域またはその施政権下にある地域が共同防衛の地理的な範

困らなっており、限られた範囲とはいえ、海外派兵の義務を負うとされていた。

加えて、在日米軍の全面撤退を盛り込んでいたことも、本案の特徴の一つである。当時鳩山内閣は防衛六か年計画という防衛力整備計画を策定しようとしていたが（実現しなかったが）、この計画が実行に移され、完遂後、地上軍は三か月以内に撤退を期するとされていた。さらに、海空軍についても、地上軍撤退後六年以内に撤退を完了するものとされていた。つまり、一九六一年には在日米軍は全面撤退するものと考えられていたのである。

この条約案はダレスに提示されることはなかったものの、会談に先立って、この案をもとに駐日米国大使館とは意見交換を行っており、単に外務省内の「構想」とどまるものではなかった。この案を説明した下田武三条約局長は、個人の見解と断りながらも次のように語った。「外国軍にいてもらって自国を防衛するということは、真の独立国ではない。だから自国軍を増強して、外国軍に帰ってもらうとともに、外国とイクオール・フッキングの相互防衛関係に入ろう、ということである⁽⁵¹⁾。また当時の防衛庁でも、安保改定に際する論点の一つとして、米軍の日本駐留を平時から認めるべきかどうかという問題が指摘されていた⁽⁵²⁾。この時期、日本政府内において、安全保障における自主性を確保するということが、いかに具体的かつ強く希求されていたかを表す例といえよう。

重光・ダレス会談に同席していたのが岸信介であった。岸は一九五七年に首相となった。この頃も引き続き在日米軍をめぐる問題が生起し、日米関係を不安定化させる大きな要因となっていた。そこで岸は、在日米地上軍の撤退を促すべく防衛力の整備を進めたが、しかし先の重光提案のように、在日米軍の全面的な撤退を求めることはしなかった。

一方で、米国との緊密な防衛関係を岸がどのように考えていたのか、その真意には不明なところもある。この問題に明確な姿勢を持っていたのは吉田だけだったのかもしれない。しいて言えば、岸はそれに反対することは

なかった。

岸は安保条約の改定を成し遂げた。結果、同条約に米国による日本防衛義務が明記され、「内乱条項」は削除され、いわゆる「密約」の問題は残されたものの事前協議制度が導入された。こうして旧条約にあった不平等性は、日本にとって大きく改善された。ただ、岸が当初抱いていた構想は、安保改定を成し遂げ、その政治的な功績をもとに長期政権を狙い、憲法を改正し、そして「相互防衛条約」に改定するというものだった。つまり、安保条約の二段階改定論であったが、それをかなえることはできずに退陣した。西村熊雄はこの安保改定を評して日本側にとっての不平等性は改正されたが、吉田時代に形成された条約の本質である、「物と人との協力」という側面には変化がないと述べた。⁽⁵³⁾

この改定された安保条約の下で、在日米軍は規模の変化はあったものの、常時駐留はその後も継続された。そして陸海空自衛隊は、程度に差はあったが、総じて米軍との緊密な関係を前提として発展していくことになるのである。

米軍の日本本土への常時駐留と日米の緊密な防衛関係は、安保条約締結から六〇年以上も経過した今日においては、さほど不自然に映らないかもしれない。しかし一九五〇年代は、戦前の国防の在り方がまだ記憶に新しい時代であった。そしてこの時代は、長かった占領が終わり、ようやく日本が再び独立国家としての地位を取り戻した時代でもあった。その中で、政府の間人も含め多くの国民にとって、防衛、安全保障の領域の中で、より高度の自主性を得たい、あるいは取り戻したいと思う気持ちは、おそらく今日以上に強かったのだろう。

吉田時代に形成された日米安保体制の諸相は、そうしたナショナリズムをすくい上げようとして現れたものではない。それがゆえに、政策コミュニティの中においてすら違和感を持って受け止められていた部分もあったわけだが、逆に言えば、そうしたところが吉田の選択した政策の輪郭を形作っていたのである。

- (1) 西村熊雄『シリーズ戦後史の証言占領と講和 ⑦ サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』(中央公論新社、一九九九年) 四七―四八頁。
- (2) たとえば、大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム―保守、リベラル、社会民主主義者の防衛観』(中央公論社、一九八八年)、波多野澄雄『再軍備をめぐる政治力学―防衛力「漸増」への道程』『年報・近代日本研究』第一号(一九八九年)、豊下楯彦『安保条約の成立―吉田外交と天皇外交』(岩波書店、一九九六年)、三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和 上・下』(大月書店、一九九六年)、田中明彦『二〇世紀の日本 2 安全保障―戦後五〇年の模索』(読売新聞社、一九九七年)、中西寛『講和に向けた吉田茂の安全保障構想』伊藤之雄・川田稔編著『環太平洋の国際秩序の模索と日本―第一次世界大戦後から五五年体制成立』(山川出版社、一九九九年)、坂元一哉『日米同盟の絆―安保条約と相互性の模索』(有斐閣、二〇〇〇年)、楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年)などを参照。なお、日米安保条約の締結に至る日本側の決断に焦点を当てた最近の研究として、吉田真吾『安保条約の起源―日本政府の構想と選択、一九四五―一九五一年』添谷芳秀編『秩序変動と日本外交―拡大と収縮の七〇年』(慶應義塾大学出版会、二〇一六年)がある。
- (3) 楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一三九―一四二頁。
- (4) 芦田均『アイケルバ―ガー宛書簡』(一九四七年九月一三日)大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集 第一巻 非軍事化から再軍備へ』(三一書房、一九九一年)三〇五―三〇六頁、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一四九―一五〇頁。
- (5) 吉田茂『回想十年 第三卷』(中央公論社、一九九八年)一四〇―一四二頁。
- (6) 坂元『日米同盟の絆』一二―一四頁。
- (7) 宮澤喜一『シリーズ戦後史の証言 占領と講和① 東京―ワシントンの密談』(中央公論社、一九九九年)五五―五六頁。
- (8) 五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』(有斐閣、二〇一〇年)七一―七二、八六頁などを参照。

- (9) たとえば、宮澤『東京―ワシントンの密談』一二九―一三〇頁などを参照。
- (10) 中島信吾『戦後日本の防衛政策―「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）第一章。
- (11) 波多野『「再軍備」をめぐる政治力学』一八六―一九五頁、大嶽『再軍備とナシヨナリズム』六二―六五頁、外務省編纂・発行『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第一冊』（二〇〇二年）五五九頁。
- (12) 外務省編纂・発行『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第二冊』（二〇〇一年）八九頁。
- (13) 防衛大学校五十年史編纂事業委員会編『防衛大学校五十年史』（防衛大学校、二〇〇四年）三一五、一五―一六頁。保安大学校の創設に関しては、大嶽『再軍備とナシヨナリズム』七八―八一頁などが参考になる。
- (14) 防衛省防衛研究所戦史部編『佐久間一オール・ヒストリー 上』（防衛省防衛研究所、二〇〇七年）二九―三〇頁。
- (15) 防衛大学校五十年史編纂事業委員会編『防衛大学校五十年史』三八頁。平間洋一「吉田茂と防衛大学校―防衛大生の吉田邸訪問記」財団法人吉田茂記念事業財団編『人間 吉田茂』（中央公論社、一九九一年）は、吉田の防衛大学校への思い入れの強さを知る上で興味深い。
- (16) 鳩山一郎「鳩山一郎回顧録」（文藝春秋新社、一九五七年）九一頁。鳩山とダレスの会談については、筒井清忠『石橋湛山 一自由主義政治家の軌跡』（中央公論社、一九八六年）八―四三頁にも詳しい。
- (17) 鳩山一郎「食える日本の建設」『東洋経済新報』第二四八六号（一九五一年八月）三一―三二頁。
- (18) 鳩山一郎「青年の理想と共に」『改造』第三三卷第四号（一九五二年三月）一〇〇頁。
- (19) 鳩山一郎著、伊藤隆・季武嘉也編『鳩山一郎・薫日記 上巻 鳩山一郎篇』（中央公論新社、一九九九年）七二―七三頁。
- (20) 鳩山一郎「国民と共に難に赴かん」『再建』第五卷第八号（一九五一年九月）三三―三三頁。
- (21) 鳩山一郎『ある代議士の生活と意見』（東京出版、一九五二年）二八七―二八八頁。
- (22) 大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集 第三卷 自衛隊の創設』（三二書房、一九九三年）七二―七二―四頁、基地対策全国連絡会議編『日本の軍事基地』（新日本出版社、一九八三年）二〇三―二〇五頁。

- (23) 吉田茂『回想十年 第四卷』(中央公論社、一九九八年) 四二—四三頁。
- (24) 井本熊男「所謂服部グループの回想」(一九九五年一月)。筆者による井本熊男氏へのインタビュー(一九九六年一月一五日)。井本は元陸軍大佐、「服部グループ」の主要メンバー。鳩山一郎・薫著、伊藤・季武編『鳩山一郎・薫日記 上巻』七五—七五頁、読売新聞戦後史班編『再軍備』の軌跡(読売新聞社、一九八一年) 三〇〇—三〇四頁。
- (25) 「日本再建要綱」(一九五一年一月)『原四郎史料1』(靖国偕行文庫所蔵)。
- (26) 「講和会議に於ける軍事問題に関する考察」(一九五一年一月一五日)『原四郎史料1』。
- (27) 同右、「講和問題軍事要綱」(一九五一年一月一五日) 外務省編纂・発行『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第一冊』九一—九二頁。
- (28) 「胎動する日本の再軍備批判」(一九五二年五月)『原四郎史料6』。
- (29) 「新軍備建設要綱」(一九五四年四月)『原四郎史料1』。
- (30) 「日本防衛力建設に関連する意見」(一九五一年二月二五日)『原四郎史料1』。
- (31) 同右。
- (32) たとえば大嶽『戦後日本防衛問題資料集 第一巻』四九四—五〇〇頁。
- (33) 防衛省防衛研究所戦史部編『内海倫オラル・ヒストリー』(防衛省防衛研究所、二〇〇八年) 四七頁。
- (34) 「自衛軍備建設に関する意見」(一九五三年一〇月)『原四郎史料1』。
- (35) 「自衛軍備建設に関する意見」(一九五四年四月)『原四郎史料1』。
- (36) 「研究資料」(一九五〇年一〇月)『旧海軍残務処理機関における軍備再建に関する研究資料1/3』(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。
- (37) 同右。
- (38) 「第二次特殊研究資料」(一九五一年四月一〇日)『旧海軍残務処理機関における軍備再建に関する研究資料2/3』。
- (39) 「旧日本海軍々人の状況並びに其の再動員に関する研究資料」(一九五一年三月一七日)『野村吉三郎文書』(国会図書館憲政資料室所蔵) 八〇—八四。

- (40) 同右。
- (41) 「第二次特殊研究資料」。
- (42) 海上警備隊総監部「昭和二十七年、昭和二十八年、海上警備隊運営基本計画案」（一九五二年六月一日）『山本資料 海上防衛力再建関係』（防衛研究所戦史研究センター所蔵）、「別冊 警備力増勢計画案」（一九五二年六月一日）『山本資料 海上防衛力再建関係』。
- (43) 「日本海軍再建裏話」（一九六〇年二月一日）『野村吉三郎文書』八一八。
- (44) 「兵力量決定の前提となるべき諸要項」『山本資料 海上防衛力再建関係』。
- (45) 同右。
- (46) C・O・E・オーラル・政策研究プロジェクト『海原治オーラルヒストリー 上』（政策研究大学院大学、二〇〇一年）三三〇頁。
- (47) 「別冊 警備力増勢計画案」。
- (48) その後の海上自衛隊には、ある時期までは自己完結的な海上防衛力を志向する考え方が内在していたものの、現実には米海軍の補充势力的な性格が強いものとなっていたからである。海上自衛隊草創期における自己完結性を希求する意見として、防衛研究所戦史部編『中村悌次オーラル・ヒストリー 下』（防衛研究所、二〇〇六年）二五八頁などを参照。
- (49) 「施政方針演説」（一九五五年一月二二日）(<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjp/>)。
- (50) 重光案と八月のダレスとの会談については以下を参照。坂元『日米同盟の絆』一四二―一六四頁、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約―機密外交記録が明かす「密約」の虚実』（岩波書店、二〇一〇年）二九―四三頁。
- (51) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約（試案）」（一九五五年七月二七日）外交史料館、H22-003-062-2010-0791-08。
- (52) 「安保条約改訂に関する問題点」（日付なし）防衛省開示文書。
- (53) 坂元『日米同盟の絆』二六六―二六七頁。

* 本稿は、「日米安保体制の形成」防衛省防衛研究所編集・発行『平成二八年度戦争史研究国際フォーラム報告書』(二〇一七年)を大幅に加筆修正したものである。なお、本稿で示された見解は筆者個人のものであり、所属する組織のものではない。